

## 別表十四（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、個人に法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式（2において「特定譲渡制限付株式」といいます。）又は同項に規定する承継譲渡制限付株式が交付されている場合に同項の役務の提供を受ける法人が記載します。
- 2 「交付の時等の単価6」の欄については、その特定譲渡制限付株式の1株当たりの交付の時等の価額の算定に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「当期給与等課税額確定数9」の欄は、法人が平成29年10月1日前にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をした平成29年改正前の法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式については、当該事業年度において譲渡についての制限が解除された数を記載します。
- 4 「役務の提供を受けたことによる費用の額のうち当期の損金算入額の基礎となる金額14」の欄は、その金額に当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額が含まれている場合には、当該金額を同欄の上段に内書として記載します。